別表一の項を次のように改める。

一　文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	
イ　閲覧	百枚までごとにつき百円
ロ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
ハ　複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円（A二判については四十円、A一判については八十円）
ニ　複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき二十円（A二判については百四十円、A一判については百八十円）
ホ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	一枚につき百二十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円）に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
ヘ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
ト　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
チ　情報通信技術活用法の適用による方法	当該文書又は図画一枚につき十円

別表七の項を次のように改める。

七　電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	
イ　用紙に出力したものの閲覧	用紙百枚までごとにつき二百円
ロ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	一ファイルにつき四百十円
ハ　用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円
ニ　用紙にカラーで出力したものの交付	用紙一枚につき二十円
ホ　光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
ヘ　光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
ト　電子情報処理組織を使用する方法	一ファイルにつき二百十円
チ　幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	一巻につき七千円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
リ　幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一巻につき八百円（日本産業規格X六一三五に適合するものについては二千五百円、国際規格一四八三三、一五九五又は一五三〇七に適合するものについてはそれぞれ八千六百円、一万五百円又は一万二千九百円）に一ファイルごとに二百十円を加えた額
ヌ　幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一巻につき千八百円（日本産業規格X六一四二に適合するものについては二千六百円、国際規格一五七七に適合するものについては三千二百円）に一ファイルごとに二百十円を加えた額
ル　幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一巻につき五百九十円（日本産業規格X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものについては、それぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円）に一ファイルごとに二百十円を加えた額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

総務大臣　鈴木　淳司

内閣総理大臣　岸田　文雄